

北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催する。

- (1) 計画に対する進行管理と評価に関すること
- (2) 計画実践の支援に関すること
- (3) 計画の策定に関すること
- (4) その他計画推進に関すること

(委員構成)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域福祉関係団体の代表者
- (2) 地域福祉関係事業者の代表者
- (3) 地域住民団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げるほか計画の推進に関して知識・経験を有する者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長2名以内を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。

3 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は北区役所健康福祉課及び北区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は北区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初に選任された第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行後、新たに選任された委員の任期は、第3条第1項の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。